

# ラクラク健康管理 会員規約

## 第一章 総則

### 第 1 条 (用語の定義)

このラクラク健康管理 会員規約（以下「本規約」といいます）において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合はこの限りではありません。

- (1) 「当社」：「株式会社エネコム」のことをいいます。
- (2) 「会員」：当社の「ラクラク健康管理」に加入するため、当社と会員契約を締結した個人をいいます。
- (3) 「会員契約」：本規約に加え、個別規程等、更に当社が会員に通知するガイドライン（拘束力の生じる部分に限ります）等、会員と当社との間で結ばれるラクラク健康管理に関する拘束力ある全ての契約をいいます。
- (4) 「会員登録申込者」：当社に会員契約の申込をする者をいいます。
- (5) 「会員登録情報」：会員登録申込者または会員が会員契約に関連し当社に申告した自己に関する情報をいいます。
- (6) 「お客さま ID、お客さまパスワード」：会員を特定するために、当社が会員登録を承認した人に発行する英数字からなる符号をいいます。ログイン ID、ログインパスワードを登録するときに必要となります。
- (7) 「ログイン ID、ログインパスワード」：ラクラク健康管理をご利用するために、会員自身が登録する英数字からなる符号をいいます。
- (8) 「アカウント情報」：本項 (6) (7) の総称を指します。
- (9) 「個別規程等」：本規約の他に、会員及びラクラク健康管理に関する個別の規程、諸手続き、料金を定めた規程等をいいます。
- (10) 「利用料金」：会員が支払うべき利用料金をいいます。
- (11) 「サービス実施企業」：「優待サービス」を紹介またはサービスを行う企業をいいます。ライフロボ株式会社またはその業務提携先企業となります。「優待サービス」をご利用されることにより生じる費用は、サービス実施企業またはその業務提携先から会員に直接請求され、会員はサービス実施企業等に直接お支払い頂きます。
- (12) 「優待サービス」：美容や健康関連の施設、店舗等で役務や商品を割引料金でご利用になれるサービスです。優待サービスは、サービス実施企業と会員間の直接の取引（契約）となります。優待サービスの内容は、別紙 1 をご覧ください。

### 第 2 条 (本規約)

本規約は、当社が運営するラクラク健康管理への加入が承認された会員に提供されるサービス、会員の義務等、会員と当社との間の契約の内容について定めるものであり、ラクラク健康管理の会員に適用されます。

### 第 3 条 (本規約の範囲)

- 1 本規約は、別途の合意のない限り、当社と会員との全ての関係に適用されます。また、第 8 条（会員への通知・連絡）第 1 項に規定する通知（会員に拘束力が生じる部分に限ります）は、本規約の一部を構成します。
- 2 当社は、個別規程等を別途定め会員に通知することがあります。この場合、個別規程等は会員契約の一部を構成するものとします。
- 3 会員は、本規約の他個別規程等の会員契約に同意し、これに従うものとします。
- 4 本規約と個別規程等との間に矛盾が生じた場合、個別規程等が本規約に優先して適用されます。

### 第 4 条 (本規約の変更)

- 1 当社は、会員の承諾を得ることなく、第 8 条（会員への通知・連絡）第 1 項に定める方法によって会員に事前の通知をすることにより、本規約を相当な範囲内で変更することがあります。変更の内容は、当社が定める発効日より効力が発生します。ただし、発効日の定めがないときは、当社が当該通知の内容

を当社ホームページ上に表示した日の翌日から7日間が経過した時点または電子メール及び書面等が当社から発信等された日の翌日から7日間が経過した時点より効力を生じるものとします。

- 2 会員が、本規約の変更の効力が生じた後に本規約に基づくサービスを利用した場合には、変更後の規約のすべての記載事項について同意したものとみなします。

## 第二章 会員

### 第5条 (会員の資格)

会員登録申込者が、ラクラク健康管理の会員となり、ラクラク健康管理を利用するには、以下の条件を満たすことが必要です。

(1) 当社、当社の関係会社、当社と販売委託契約のある会社の取次ぎにより、当社とインターネット接続サービス「IP通信網サービス契約（ビジネスVPNサービス契約を除く）」または「メガ・エッグダイヤルアップ・モバイル専用メールサービス」もしくはその他当社が別途指定するサービスの利用に関する契約を締結しているまたは締結する人。

(2) 会員契約に同意の上、ラクラク健康管理の会員となることを承諾する人。

### 第6条 (会員登録の申込)

ラクラク健康管理への加入を希望する人は、当社が別途定める手続きに従って、会員登録の申込を行うものとします。なお、一人の個人が複数の会員契約を申し込むことはできません。

当社は、次の場合、会員登録を承諾しないこと、または承諾を取り消すことがあります。なお、当社はその理由の開示を行いません。

(1) 会員登録申込の際の会員登録情報の申告に、虚偽の記載、不備があったとき、その疑いがあると当社が判断したとき。

(2) 会員登録申込者が、利用料金の支払いを怠る恐れがあると当社が判断したとき。

(3) 過去に、会員登録申込者が会員契約の違反により会員としての資格、ラクラク健康管理の全部または一部の利用を停止され、あるいは会員契約を解除されたことがあったとき。

(4) 会員登録申込者が既に会員登録を済まされているとき。

(5) 会員登録申込者が実在しないとき、あるいは実在しないと合理的に推定できるとき。

(6) 会員登録申込者に、ラクラク健康管理会員規約に定める会員資格がないとき。

(7) その他、当社が会員登録申込を承諾できないと判断したとき。

### 第7条 (加入の承認、結果の通知及びアカウント)

1 当社は、会員登録申込者の申込書の内容をもとに、当社内の必要な審査・手続きを経た後に加入を承認します。当社が、加入を承認した時点で会員契約が成立し、ラクラク健康管理の会員となります。

2 当社が加入を承認した会員登録申込者には、加入のご通知を当社所定の方法にて送付いたします。会員は、ラクラク健康管理を利用するときは、所定のWEBサイトにてお客さまID、パスワードを用いた認証とラクラク健康管理をご利用いただくためのログインID、ログインパスワードの登録が必要です。また、ログインIDは、ラクラク健康管理1申込に対して、最大5つ発行できます

3 当社が加入を承認しない会員登録申込者には、その結果を、電子メール、郵送、電話その他当社の選択する方法にてご連絡します。当社は、加入を承認しない会員登録申込者の受けうる不利益について、何ら責任を負うものではありません。

4 会員は、アカウント情報を大切に保管・管理し、他人に開示してはいけません。アカウント情報を用いたラクラク健康管理のご利用は、当該アカウント情報を保有する会員による利用及び行為とみなします。アカウント情報が第三者に使用されたことによって当該会員が被る損害については、当社は、当社に責任がある場合を除き、一切責任を負いません。

5 会員は、アカウント情報を忘れたとき及び第三者に使用されていることを知ったときは、速やかに当社にお申し出いただきます。

## 第 8 条（会員への通知・連絡）

---

- 1 当社が会員に対して通知または連絡を行うときは、電子メール、書面の郵送または当社ホームページ上での掲載等、当社が適切と判断する方法により行います。
- 2 前項の通知は、当社が当該通知の内容を当社ホームページ上に表示した時点または電子メール及び書面等が当社から発信等された時点より効力を生じるものとします。

## 第 9 条（会員登録情報の変更届出）

---

- 1 会員は、住所・氏名・電子メールアドレス・電話番号、利用料金の支払に用いる銀行口座・クレジットカードの番号もしくはその有効期限、その他当社へ届出た会員登録情報の内容を変更するときは、事前に当社所定の変更手続きを行っていただきます。
- 2 前項の変更の届出がなかったこと、もしくは届出の遅滞により会員に不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。

## 第三章 ラクラク健康管理

### 第 10 条（ラクラク健康管理）

---

当社が、会員に提供するラクラク健康管理の内容は、「別紙 1：ラクラク健康管理の会費・内容等」のとおりとします。当社は、ラクラク健康管理の内容について、会員に通知したうえで、そのつど追加・変更、あるいは一部を終了することができます。

### 第 11 条（ラクラク健康管理のご利用）

---

ラクラク健康管理のご利用は、本規約・個別規程等に加え、当社ホームページに掲載した方法によります。当社は、やむをえない事情が生じたときは、会員に事前の通知をすることなく、ラクラク健康管理の全部または一部の提供を一時的に中断することができます。ラクラク健康管理のサービス内容に関する問い合わせは、ライフロボ株式会社が受け付けます。

### 第 12 条（ラクラク健康管理の免責）

---

- 1 「健康相談 24」は、健康に係る相談のみを行うものであり、医療行為及び保健指導を行うものではありません。また、健康相談 24 に係る情報の正確性及び品質については万全を期すものの、常に正しくすべての状況に有効とは限らず、特定の疾患等の治療、症状の改善を保証するものではありません。
- 2 当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、会員が健康相談 24 を利用したため、医師による適切な診療を受ける機会を逸したことによる会員の被害については、一切責任を負わないものとします。
- 3 「優待サービス」を提供する業務提携先の情報（住所、電話番号、予算、営業時間、定休日、総席数、利用可能クレジットカード、メニュー、クーポン等）、「ロコミ病院検索」内の病院情報、及び各種コンテンツその他すべての情報については、細心の注意を払って掲載しておりますが、掲載内容についての完全性、正確性、安全性、最新性等に関しては、当社はいかなる保証も行いません。
- 4 当社及び業務提携先は、「優待サービス」の利用により発生したお客さままたは第三者に生じた損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）及び優待サービスを利用できなかったことによりお客さままたは第三者に生じた損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。当社は、ラクラク健康サービスで提供するデータ及び情報につき、できる限り正確であるよう配慮するものとしますが、その正確性、完全性、本サービスを利用する会員の目的への適合性その他の有用性が保証されているものではありません。

### 第 13 条（ラクラク健康管理の停止）

---

- 1 会員が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、事前に通知することなく、ラクラク健康管理の全部または一部の提供を停止することができます。

- (1) 会員登録情報に虚偽の事実を記載したことが判明した場合。
  - (2) 第 18 条に定める禁止行為を行った場合。
  - (3) 利用料金を支払い期日までに支払わない等、会員契約に違反した場合。
  - (4) 当社の業務遂行に著しい支障を及ぼし、当社がラクラク健康管理の運営に支障をきたすと判断する行為を行った場合。
- 2 前項の停止によって、ラクラク健康管理を利用できなくなったとしても、停止を受けた会員は当社に対して異議を申し立てることができず、また、利用料金の支払いを免れるものではありません。
- 3 第 1 項の規定は、当社が第 21 条（当社による会員契約の解除・終了）に基づき会員契約を解除することを妨げるものではありません。

#### 第 14 条（ラクラク健康管理の委託）

---

当社は、ラクラク健康管理の運営、利用料金の請求事務、その他ラクラク健康管理の運営を適切に行うため、当社業務の一部を、秘密保持を確認のうえ、第三者（以下「再委託先」といいます）に委託することができます。

### 第四章 会員の義務と責任

#### 第 15 条（利用料金等）

---

- 1 会員は、ラクラク健康管理の会員契約が成立した月の翌月から、利用料金 300 円（税込み 330 円）を当社に支払う義務を負います。ただし、当社の裁量で、当社のサービスとして課金開始時期を繰り下げることがあります。
- 2 利用料金は、定額の月額利用料金とし、メガ・エッグの月額課金に合算して、請求をさせていただきます。月額利用料金については、当月初日から当月末日までを 1 料金月とします。なお、月額利用料金の日割り計算はいたしません。
- 3 会員契約が成立した月に本サービスを解約した場合は、1 カ月分の月額利用料金をお支払いいただきます。
- 4 ラクラク健康管理の利用料金は、「別紙 1：ラクラク健康管理の会費・内容等」に定めるとおりとします。
- 5 会員契約の成立後は、本規約に別段の定めがない限り、当社は受領済みの利用料金の返金、または会員契約が終了するまでの月額利用料金の課金中止は行いません。
- 6 利用料金の支払方法は、メガ・エッグの支払方法と同じとします。

#### 第 16 条（ラクラク健康管理利用上の責任）

---

会員が、ラクラク健康管理の利用に関連して、第三者に損害を与え、または第三者との間で紛争が生じた場合には、当該会員の責任と費用で解決していただきます。ただし、当社の故意・重過失の場合は除きます。会員が、故意または過失により、ラクラク健康管理とその利用に関連して、当社に損害を与えた場合は、当該会員はその損害を賠償していただきます。

#### 第 17 条（会員の地位等の譲渡禁止）

---

会員は、会員としての地位、ラクラク健康管理を利用する権利及びその他ラクラク健康管理を通じて得た権利及び義務の全部または一部を、有償無償を問わず、第三者に譲渡、貸与、または担保に提供することはできません。

#### 第 18 条（禁止事項）

---

会員は、ラクラク健康管理のご利用にあたり次の行為を行ってはいけません。

- (1) 当社または当社の資産、もしくは法的利益を侵害する行為。
- (2) 当社を誹謗中傷、差別し、あるいは当社の名誉・信用を毀損する行為。
- (3) ラクラク健康管理の全部または一部の運営を妨げる行為。

- (4) 自己のアカウント情報を故意に他人に公開し、または第三者に利用させる行為。
- (5) 他人（架空の者を含みます）になりすまして、ラクラク健康管理を利用する行為。
- (6) その他会員契約に違反する行為。
- (7) 前各号に定める行為を助長する行為。
- (8) 前各号に該当する恐れがあると当社が合理的基準に基づき判断する行為。
- (9) その他、当社が不適切と判断する行為。

## 第五章 個人情報保護

### 第19条（個人情報の保護と利用目的）

---

- 1 当社は、会員の個人情報について、当社ホームページの記載（<http://megaegg.jp/common/privacy.html>）に則り、適切に取り扱います。当社が、会員登録お申込時及び会員がラクラク健康管理をご利用になる際において、会員登録情報及びその他の個人情報を利用する目的は、次のとおりです。
  - (1) 利用者の特定。
    - [1] 会員登録申込者、会員及びラクラク健康管理利用者进行特定するため。
    - [2] ラクラク健康管理のご利用時に、ご利用者の個人認証・本人確認を行うため。
  - (2) 利用料金等の請求。ご本人確認、利用料金等、その他の料金のご案内・ご請求。
  - (3) 電子メール・ダイレクトメール等による情報のご提供及びご通知・ご連絡。
    - [1] ラクラク健康管理提供条件変更のご案内、ラクラク健康管理の一時停止等のご連絡、その他ラクラク健康管理の提供に係るご案内。
    - [2] 当社及びその他当社の提携先のサービス等に関する情報（宣伝・広告を含みます。）、催し物の案内等のご提供。
    - [3] その他、会員にご通知・ご連絡をするため。
  - (4) その他のラクラク健康管理の運営・ご提供。
    - [1] 会員のラクラク健康管理のご利用状況を把握するため。
    - [2] アンケート調査・モニター調査を実施するため。
    - [3] その他、当社がラクラク健康管理を適切に運営・提供できるようにするため。
  - (5) その他。
    - [1] 個人情報の利用目的の変更に対するご通知をし、同意を得るため。
    - [2] 利用料金等の未払い等会員の債務不履行の是正のために取る措置のため。
    - [3] その他、別途会員から同意を得た範囲内で利用するため。
- 2 当社は、本条第2項に記載する利用目的の達成に必要な範囲内において、会員登録情報をはじめとする個人情報の全部または一部を、当社の再委託先に通知することがあります。委託に際して、当社は個人情報保護が十分確保されている企業を選定し、個人情報保護の秘密保持契約を締結する等、必要かつ適切な処置を実施します。
- 3 当社は、ラクラク健康管理を会員に提供するため、会員の個人情報を、秘密保持と厳格管理を確認のうえ、サービス実施企業と共同して利用出来るものとします。
- 4 会員が、個人情報の利用目的の通知、自己の個人情報の開示、内容の訂正、追加または削除、もしくは利用または提供の中止を求める場合には、当社ウェブサイト上に表示するお問い合わせ窓口に対して、指定の方法に従ってお申し出いただくことができ、当社は速やかにこのお申し出に応じるものとします。会員による個人情報の利用または提供の中止手続きを行われた場合、ラクラク健康管理の全部または一部が利用できなくなることがあります。
- 5 当社及びサービス実施企業は、収集した会員登録情報及びその他の情報をもとに、マーケティング調査・分析データ、ラクラク健康管理その他のサービスや商品等に関する利用や嗜好等の傾向分析データ等、会員個人が特定できない方法、形式に加工したものを作成し、これを自ら利用し、あるいは第三者に開示、提供等できます。

## 第六章 会員契約の終了

### 第20条（会員による会員契約の解約・退会）

---

- 1 会員が、会員契約を解約しラクラク健康管理を退会する場合は、当社が別途定める方法により当月末日までに、当社に通知するものとし、当社は通知された内容を確認のうえ、これを受理することとします。この場合、通知を受理した日の属する月の末日をもって、当該会員は退会するものとし、この場合、当社は、既に支払われた利用料金その他の費用等に関し、一切払い戻しに応じる義務を負わないものとします。
- 2 退会にあたって、会員は、解約日までの月額利用料金を支払わなければなりません。
- 3 会員が退会時に当社に対して利用料金等の未払債務を有している場合には、退会後もその債務から免れることはできません。

#### 第 21 条（当社による会員契約の解除・終了）

---

- 1 会員が第 13 条（ラクラク健康管理の停止）第 1 項の事由に該当したと当社が判断したときは、当社はラクラク健康管理の提供を停止して会員契約を解除できるものとします。
- 2 当社がラクラク健康管理を提供することが、当社の責めによらず客観的に不可能な事由が生じた場合、会員契約を終了することができるものとします。なお、この場合、会員がそれまでに支払った利用料金の返金はいたしません。
- 3 会員がインターネット接続サービス「IP 通信網サービス契約（ビジネスVPN サービス契約を除く）」または「メガ・エッグダイヤルアップ・モバイル専用メールサービス」の会員資格を失った場合は、自動的にラクラク健康管理会員の資格も失うものとします。

#### 第 22 条（会員死亡による処置）

---

会員が死亡したときは、当社が会員の死亡の事実を知った時点をもって、会員契約は終了するものとします。この場合において、当該会員の相続人等から第 20 条（会員による会員契約の解約・退会）に従った解約の申出があったものとみなします。ただし、相続開始の日から 2 週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人（相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人）は、引き続き会員契約に係るラクラク健康管理の提供を受けることができます。当該申し出があったときは、当該相続人は、元会員の会員契約の地位（元会員の会員契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとします。

### 第七章 その他

#### 第 23 条（当社の責任）

---

当社が会員契約に基づくラクラク健康管理を履行しないことにより会員が損害をうけた場合、会員は、当社の債務不履行・不完全履行の直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、当社に対して、会員契約に基づき当社に支払った利用料金の金額の範囲内で損害賠償を請求することができます。当社の故意または重大な過失により会員に対しラクラク健康管理の提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

#### 第 24 条（当社の免責事項）

---

- 1 当社は、ラクラク健康管理の提供の遅滞、変更、中止または終了について、会員契約上の義務に関するものを除き、会員に対して責任を負わないものとします。
- 2 当社は、ラクラク健康管理の利用に関して会員に生じた損害について、当社に責任がある場合を除き責任を負わないものとします。
- 3 当社は、第三者の責に帰すべき事由によって、会員がラクラク健康管理の全部または一部を利用できないことについて、責任を負わないものとします。

#### 第 25 条（不可抗力）

---

- 1 当社は、次のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく、一時的にラクラク健康管理を中断することがあります。

- (1) ラクラク健康管理用設備機器（通信機器）等の保守を緊急に行う場合。
  - (2) 火災、停電等によりラクラク健康管理の提供ができなくなった場合。
  - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりラクラク健康管理の提供ができなくなった場合。
  - (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりラクラク健康管理の提供ができなくなった場合。
  - (5) 電気通信事業者等が自社のシステム保守を緊急に行う場合、または電気通信事業者の設備等に障害が生じた場合。
  - (6) その他当社が運用上または技術上の理由からラクラク健康管理の一時的な中断が必要と判断した場合。
- 2 当社は、定期的なシステムメンテナンスを行うため、事前に会員に通知した上で、システムの全部または一部を一時的に停止することがあります。
  - 3 第1項各号もしくは前項のいずれか、またはその他の理由によりラクラク健康管理の提供の遅延または中断が発生したとしても、それに基づく損害に対して、本規約で別段に定める場合を除き、当社は責任を負いません。

#### 第26条（準拠法）

---

会員契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

#### 第27条（協議）

---

会員契約、あるいはラクラク健康管理に関して、会員と当社の間で問題が生じたときは、当該会員と当社との間で誠意をもって協議し、解決に努めるものとします。

#### 第28条（合意管轄）

---

当社と会員との間の会員契約またはラクラク健康管理に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

制定：2012年10月1日

附則：2014年3月27日 コ企第1126号

(実施期日)

- 1.本規約は、平成26年4月1日から実施します。

附則（2019年9月27日 コ企サ19-063号）

(実施期日)

- 1 この改正規約は2019年10月1日から実施します。

## 別紙 1：ラクラク健康管理の会費・内容等

【1】月額会費：300 円（税込み 330 円）

【2】ラクラク健康管理の内容

当社の行うラクラク健康管理の内容は以下のとおりです。

- (1) カラダビジョン。  
ラクラク健康管理のウェブサイトにて、体重/体脂肪率/歩数/血圧値/血糖値/基礎体温/生理日等のデータを管理できる機能提供
- (2) 健康相談 24。  
当社が指定する電話窓口での医療従事者等による健康相談サービスの提供
- (3) 口コミ病院検索。  
場所や診療科目、口コミ情報から病院検索を行える機能の提供
- (4) 優待サービス。  
マッサージ、フィットネス等、ラクラク健康管理のウェブサイトに記載された業務提携先の各種サービスを優待内容でご利用になれる優待クーポンを提供  
注 1：（4）で提供するサービスによっては、ラクラク健康管理の月額会費とは別に、費用がかかる場合があります。優待内容については業務提携先、地域、時期等により異なりますので、詳細はラクラク健康管理のホームページにてご確認ください。  
注 2：（4）で提供する優待サービスは、本規約に定める事項の他業務提携先の定める規約、条件等が適用されます。なお、本規約と業務提携先の定める規約、条件との間に齟齬が生じた場合、業務提携先の定める規約、条件が本規約に優先して適用されるものとします。
- (5) メール通知機能  
カラダビジョンに情報登録された際に、登録した ID のうち、指定した ID 宛に登録したことをお知らせする機能提供